八尾市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

（交付の目的）

第１条　この補助金は、介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善のために必要な経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営及び介護サービス利用者への継続したサービス提供の確保を図るため、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第２条　この補助金は、八尾市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるものとする。

（交付額の算定方法）

第３条 この補助金は、予算の範囲内において交付する。

２　この補助金の交付額は、実施要綱別添３に定める助成対象の各種別において定めた基準

単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方を交付額とする。ただし、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てることとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする事業所等は、様式第１号に必要と認める書類を添えて市長に申請をしなければならない。

（補助金の交付決定等）

第５条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

２　市長は、交付決定をしたときは、様式第２号により事業所等にその旨を通知するものとする。

　（変更交付申請）

第６条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第３号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第７条　事業所等は、当該年度における事業の実績等について、様式第４号に市長が必要と認める書類を添付して、市長に対しその定める期日までに報告をしなければならない。

２　市長は、前項の報告の内容を審査し、事業所等に精算すべき補助金が生じていると認めるときは、期限を定めてその返納を命ずるものとする。

（補助金額の確定）

第８条　市長は、前条による実績報告の提出があったときは、当該報告書の書類の審査により、当該報告に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、様式第５号により通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　事業所等は、交付決定の通知を受けたときは、様式第６号により市長に対し、補助金の交付の請求をしなければならない。

（交付の取り消し）

第10条　市長は事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

1. 虚偽の申請、その他不正により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を定められた目的以外に使用したとき。

（３）　補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（４）　法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

（補助金の返還等）

第11条　市長は、前条により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、様式第７号により期限を定めてその返還を求めるものとする。

２　前項の規定は、補助金の交付のあった年度以後においても適用するものとする。

（報告調査等）

第12条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業所等に対して報告を求め、又は職員にその事務所に立ち入らせ、書類、帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（関係書類の整備及び保存）

第13条　事業所等は、補助金の使途に係る書類及び帳簿並びに交付対象事業の実施に係る関係書類等を常に整備しておくとともに、これらの書類を交付対象事業が完了した年度の翌年度以後５年間保存しておかなければならない。

（委任）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月５日から施行し、令和３年４月１日より適用する。